

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定及び香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）第11条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 小型機船底びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
いわし機船 船びき網漁業	別紙のとおり	5月15日から 1月15日まで (詳細は別紙1に 記載のとおり)	143kW以下 (旧50馬力以下)	5トン以上 10トン未満	2	三豊市（仁尾町）、観音寺、伊吹 に漁業の根拠地を有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年4月27日～同年5月3日

(3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和9年1月15日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。

(イ) いわし以外の魚種を目的として操業してはならない。

(ウ) 他種漁業との協定は厳守しなければならない。

(エ) 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。

(オ) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。

